

平成30年度

事業計画書

社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会

平成30年度事業計画

【基本方針】

本町は高齢化率が35.0%を超え、ますます高齢者の生活支援や介護予防サービスの充実が求められます。

また、地域では少子高齢化の進展と人口減少や核家族、単身世帯の増加、近隣同士の希薄化などにより孤独やひきこもりなどの課題を抱える個人や世帯が増加しています。

そこで複雑化・多様化する生活課題や制度の狭間にある解決が困難な課題に対応するため、地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制の構築と、関係機関とのネットワーク形成により新たな地域サービス創出に向けた取り組みを図っていきます。

介護保険事業では、介護予防、地域生活支援を重点に一層の介護サービスの向上と安定運営を図ります。

障がい者自立支援事業では、放課後等デイサービス事業と障がい児の相談支援事業を新たに開設し、障がい福祉サービスの推進と安定運営を図ります。

【重点施策】

- 1 福祉への住民意識の高揚と啓発
- 2 住民参加、参画による地域福祉活動の推進
- 3 えんくるり事業の推進
- 4 共同募金運動への支援と連携強化
- 5 介護保険事業の健全運営
- 6 障がい者自立支援事業の健全運営

【総務課】

- 1 法人運営事業
 - (1) 理事会(6回)、評議員会(4回)、監査会(2回)の開催
 - (2) 苦情処理第三者委員会の開催(10月、3月)
 - (3) えんくるり事業の実施
 - ① 生計困難者に対する相談支援の充実
 - ② 「こども食堂」の開設(新規)
子育て支援と居場所づくりに「こども食堂」の開設を検討します。
- 2 調査、広報活動の推進
 - (1) 社協の事業紹介や町民の意見を聞く場として福祉座談会を実施(30集落)
 - (2) 民生児童委員・福祉委員等と連携を図り住民の福祉ニーズの把握を行います。
 - (3) 広報紙の発行(町内全世帯配布)年4回(4、7、10、1月)

(4) パンフレットの発行（町内全世帯配布）

(5) 町内全戸に福祉サービス情報カレンダーを製作し配布します。

(6) ホームページの運用

ホームページをリニューアルし、いつでもどこでも福祉の情報が閲覧できる環境を整備します。

3 地域福祉推進事業の推進

(1) 福祉委員・愛の輪協力員の委嘱と活動支援

地域の困りごとや課題解決のための福祉のパイプ役、住民同士の交流や仲間づくり及び会費、募金の取りまとめを行っていただく福祉委員（専任）を各集落に委嘱します。

また、65歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者世帯等で日常生活に不安があると思われる方に、日ごろの見守り活動及び災害時の支援と情報提供のため、愛の輪協力員を集落で選任していただき活動支援を行います。

- ・福祉委員、愛の輪協力員研修会の開催（年2回）

(2) 民生児童委員・福祉委員・愛の輪協力員との連携強化、協働の推進

- ・災害救援福祉マップ作成への支援など支え合いの構築

（集落内における災害時の防災意識の高揚と要援護者の救援対策）

(3) 琴浦町福祉大会の開催（2月）

- ・福祉功労者等表彰

- ・講演、実践発表

(4) 総合相談所の設置

- ・心配ごと相談の実施 第1水曜日（本所） 第3木曜日（赤碕支所）

- ・法律相談 毎月第4水曜日（本所） 司法書士による相談

(5) 住民参加による地域福祉事業

- ・ふれあいいきいきサロンへの助成と運営支援（35集落）

- ・ふれあいいきいきサロン世話人交流会の開催（6月）

(6) 地域支え合い活動支援事業

- ・地域住民による除雪作業への活動に対して助成金を支給します。

- ・自分では買い物が困難な方に対して、地域住民が買い物を代行する活動に対して助成金を支給します。

4 地域福祉サービスの充実・推進

(1) さわやか福祉給食の実施

ボランティアによる配食サービス（月～金曜日）

(2) 日常生活自立支援事業の推進

日常生活に不安を抱える認知症高齢者や障がい者等判断能力の不十分な人が安心した生活が送れるよう、契約に基づき日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助を行います。（利用者 12名）

(3) 成年後見利用援助事業の推進

認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者など意思決定が困難な人の判断能力を補うため、本会が成年被後見人、被保佐人、被補助人の財産管理、身上監護を行いその権利を擁護します。(受任 5件)

(4) フードサポート事業

生活が困窮されている方へ、食材や食品を提供し自立を支援します。

(5) 健康と生きがいづくりの援助と社会参加の促進

- ① 機能訓練運動場（ふれあい交流広場）の管理運営
- ② 各趣味グループへの活動支援（ちぎり絵、竹細工、陶芸、木工、民踊、囲碁他）

5 共同募金事業の推進

(1) 福祉教育連絡会の実施

中学校 2校、小学校 5校、琴の浦高等特別支援学校

(2) 児童激励

小学校に入学する児童に祝い品を贈る。(クレパス16色・連絡袋)

(3) ふくしまつりの開催 10月28日(日) 会場：分庁舎、老人福祉センター

(4) ボランティアセンター運営(ボランティア相談、保険加入、連絡調整)

① ボランティアスクールの開催

(小学生向け 7月、一般向け10月(ふくしまつりで実施))

② 夏休みボランティア活動体験事業の実施(8月)

③ ボランティア同士の交流会の開催(主催：ボランティアセンター)

(5) ボランティアグループの活動助成(10団体)

(6) 歳末たすけあい事業

① 生活が困窮な世帯に対し支援金を支給します。

② 高齢者、障がい者を在宅で介護している方へ支援金を支給します。

③ 70歳以上の一人暮らし、高齢者世帯へ福祉サービス情報カレンダーを製作し配布します。

④ 90歳以上の一人暮らし高齢者へ正月飾り(寄せ植え)を贈呈します。

6 その他の事業の推進

(1) 生活福祉資金の貸付業務の受託(県社協)

(2) 福祉資金の貸付業務(町社協)

(3) 福祉団体・ボランティア団体事務支援(10団体)

(4) 福祉団体等の活動助成(7団体)

(5) あいサポート運動の推進

(6) 福祉センターの管理運営

(7) 災害見舞金・慶弔事業の実施・生花の敬供・新生児誕生祝い贈呈

(8) 祭壇、レクリエーション用具等貸出事業の実施

(9) マイクロバスの運行管理

【在宅福祉課】

利用者が可能な限りその居宅において、本人の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、質の良いサービスの提供を行い、利用者・介護者の在宅介護の支援を行います。

1 介護保険事業の推進

(1) 居宅介護支援事業所

利用者の心身の状況、環境等に応じて、また利用者の選択に基づき、適切な居宅サービス計画を作成し、多様な事業者から効果的なサービスの提供が確保できるように連絡や調整をおこない自立支援を目指します。また施設入所を希望される人には適切な施設の紹介を行います。

30年度目標 居宅サービス管理件数 90件/月

(2) 訪問介護事業所

介護・介護予防・日常生活支援総合事業の方に入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行います。また生活全般にわたる援助（相談及び助言等）を適切に行います。通院を目的とした、乗降介助サービスの提供を行います。

30年度目標 利用者 45名/月

(3) 通所介護事業所

介護・介護予防・日常生活支援総合事業の方に日帰りで、食事、入浴などの支援や利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持及び家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、利用者の日常生活が充実するような支援や能訓練等の介護等を行います。

30年度目標 利用者 月～土 35名/日

2 障がい者自立支援事業の推進

(1) 居宅介護事業所（障がい者へのヘルパー派遣）

入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。また、生活全般にわたる援助（相談及び助言等）を適切に行います。通院を目的とした、乗降介助サービスの提供を行います。

30年度目標 利用者 13名/月

3 独自事業の推進

(1) 移送サービス

介護保険、障がい福祉サービス認定者に対して、利用者の居宅から医療機関の送迎の支援を行います。

【障がい福祉課】

一人一人に合った障がい福祉サービスを提供し、障がい者等の地域での生活を支援します。

1 障がい者自立支援事業の推進

(1) 琴浦ふれあい事業所

① 生活介護事業

常に介護が必要な障がいのある人に日中活動の場を提供し、入浴・排せつ、食事の介護、相談及び助言その他必要な日常生活上の支援を行います。

また、機能訓練、創作活動、生産活動、社会適応訓練の機会を提供し、身体機能等の向上のために、利用者一人一人の障がい特性に合った支援を行います。

生産活動においては、新たに軽作業（大豆の選別、木工磨き等）に取り組み生活能力の向上に努めます。 30年度目標利用者 20人/日

② 就労継続支援B型事業

一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

また、新規事業（仮称：直売所）に取り組み、障がいのある人の働く場の確保と工賃向上を目指します。

30年度 目標工賃 月額 20,000円

30年度 目標利用者 18人/日

(2) 指定特定相談支援事業所

障害福祉サービス等を申請した障がい者に、サービス等利用計画の作成及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行い、課題の解決や適切なサービス利用に向け、関係機関と連携を図り、自分の希望する日常生活や社会生活を送ることができるよう支援します。合わせて、障害児相談支援事業も実施します。

(3) 日中一時支援事業所

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るための支援を行います。児童については、主として土曜日の日中活動の場を提供し、一人一人の特性に合った支援を行います。

(4) 放課後等デイサービス事業所

心身の発達に障がいのある小学校1年生から高校3年生までの就学している児童を、授業の終了後又は学校の休業日にサービス提供を行い、個別支援計画に基づいて自立支援と日常生活の充実のための支援を行います。

30年度目標利用者 10人/日

【町受託事業】

- 1 多機関の協働による包括的支援体制構築事業（国のモデル事業）
相談支援包括化推進員を配置し、生活困窮者等、複合的な生活課題の課題解決に向けた、地域の関係機関のネットワークの形成（担当者会議）と新たな地域サービスを創出するための協議の場（推進会議）を開催し、抱える課題に応じた支援が包括的に提供されるよう必要な調整を行います。
- 2 介護ボランティア事業
40歳以上の方が在宅・福祉施設でボランティア活動を通じて社会参加・地域貢献をするとともに、介護予防の取り組みを行います。
30年度登録者数 40名
- 3 生活管理指導員派遣事業
介護保険の「非該当」又は「未申請」で社会適応が困難な高齢者に対し、生活管理指導員が自宅を訪問し、掃除・洗濯・調理等の家事援助や話し相手となり日常生活に関する支援・指導等を行います。
- 4 介護予防教室「はればれ」「いきがい」
「はればれ」毎週1回、「いきがい」2週に1回開催
介護保険の「非該当」又は「未申請」の65歳以上の閉じこもりがちの方に、町と連携を図りながら、もの忘れ・転倒予防のための体操やレクリエーション活動等の提供を行います。
- 5 介護予防ケアプラン策定
介護予防・日常生活支援総合事業と認定された方に、自立を促すためのケアプランの作成を行います。
30年度目標 介護予防プランの策定 15件/月
- 6 介護認定調査
介護保険の要介護・介護予防の方の自宅を介護支援専門員が訪問し、認定調査を行います。

【町補助事業】

- 1 外出支援サービス事業
公共の交通機関を利用する事が困難な高齢者等に対して、居宅から医療機関の送迎の支援を行います。